

安堵町公告第7号

安堵こども園給食調理業務及び洗浄業務委託事業について、一般競争入札（条件付き）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び安堵町契約規則（昭和43年安堵村規則第5号）第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年11月25日

安堵町長 西本 安博



入 札 公 告

1. 入札に付すべき事項

- (1) 事業名 安堵こども園給食調理業務及び洗浄業務委託事業
- (2) 調理場所 安堵こども園調理室
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵785番地
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法 郵便入札
- (5) 入札回数 1回

2. 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この通知の日から競争入札実施日までの期間において、国、地方自治体及びこれらに相当する団体から指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 参加時点において、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更正手続きの開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225条）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 賠償責任保険に加入している者であること。
- (5) 租税を完納していること。
- (6) 保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）、社会福祉施設等における環境衛生管理の徹底について（平成15年12月12日社援基発第1212001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づく保育所給食調理業務及びその付随する業務が遂行できること。

- (7) 本町が別紙仕様書に示す要件を満たすものを提供できる者であること。
- (8) 安堵町暴力団排除条例（平成23年安堵町条例第16号）、奈良県暴力団排除条例（平成23年奈良県条例第35号）及び関係法令に抵触しないものであること。
- (9) こども園、保育園、幼稚園及び小中学校（以下「こども園等」という。）の給食調理業務及び洗浄業務において十分な能力を有し、過去5年以内に、奈良県内に所在するこども園等の給食調理業務の履行実績があること。
- (10) 安堵町の令和6・7年度指名競争入札参加資格審査（物品・役務関係）において登録している業者であること。
- (11) 不測の事故等が発生した場合、速やかに対応する必要があるため、奈良県内に事業所等を設置している、又は設置することができる業者であること。
- (12) 上記（1）から（11）の要件を満たさなくなった場合は、本競争入札に参加できないものとする。

3. 一般競争入札参加の申込み

- (1) 提出期限 令和7年12月1日（月）午後5時必着
- (2) 提出方法 電子メール (kodomokatei@town.ando.lg.jp) または持参
- (3) 提出先 安堵町子ども家庭推進室（安堵町福祉保健センター内）
- (4) 提出書類 ※すべてA4サイズとします。
 - ① 一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - ② 安堵町物品・役務関係の指名競争入札参加資格申請受付票の写し
安堵町物品・役務関係の指名競争入札参加資格申請の受付の際に交付された受付票となります。ない場合は、同申請の際に提出された申請書控えの写しでもかまいません。
 - ③ 事業所概要書及び本業務の実施体制（任意様式）
会社の概要が分かる資料（パンフレット等）を添付してください。
 - ④ プライバシーマークを証明できる写し及び個人情報保護士の資格を確認できる証明書等の写し
 - ⑤ 関連業務実績調書（様式第2号）及びこれを証明する契約書の写し等
- (5) 一般競争入札参加申込書等を審査し、資格が確認でき次第、当該申込書に受付印を押印し、電子メールで通知する。確認できない場合も電子メールによりその旨を通知する。

4. 事業説明会

本事業に係る説明会は実施しない。本事業にかかる質疑等については、参加申込書を提出し、受付された者のみとする。電子メールにより行うものとする。電話での質問は受付しな

い。

- (1) 受付期間 公告の日より令和7年12月1日(月)の午後5時まで
- (2) 問合せ先 安堵町子ども家庭推進室 kodomokatei@town.ando.lg.jp
- (3) 質問の回答 令和7年12月3日(水)までに質問の回答をメールで送信する。

5. 入札書の提出

- (1) 入札期日 令和7年12月9日(火) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出書類

- ① 入札書(様式第3号)

入札書には本業務(給食調理業務及び洗浄業務)委託料及びその他諸経費の税抜合計額を記載すること。

※入札書には安堵町の指名競争入札参加業者登録申請の際、届け出た代表者印を押印すること。押印がない場合は無効とします。また、入札書は封筒に入れ、のり付け部分を代表者印で封印すること。

なお、封印した封筒は、さらに外袋に入れて郵送することも可能とする。

- ② 誓約書(様式第4号)※入札書と同封すること。

※①及び②についての日付は作成した年月日とする。

- (3) 郵送方法 簡易書留又は一般書留郵便 持参不可
- (4) 提出先 〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵853番地
安堵町福祉保健センター内 安堵町子ども家庭推進室

6. 開札日時等

- (1) 日時 令和7年12月10日(水) 午後2時
- (2) 開札場所 安堵町役場 2階会議室

7. 落札者の決定

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に消費税を加算した額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。
- (2) 予定価格を下回る価格を提示した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。予定価格に達しない場合は、最低価格を提示した者と協議し、随意契約を締結する場合があります。
- (3) 開札は即時行う。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじで行う場合、開札後同価の業者に連絡させていただき、同月11日(木)午後2時に行いますのでご来庁ください。また、代理者の方は、委任状(様式第5号)を持参すること。来庁者がいない場合、職員の代理によりくじを行います。

す。

- (5) 開札時は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により入札事務に関係のない職員が開札に立ち会います。
- (6) 入札の回数は1回を限度とする。
- (7) 落札者には電話にて連絡する。

8. 入札保証金

安堵町契約規則第22条の規定に基づき、免除とする。

9. 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項等に不備がある入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 談合が疑わしいと認められる入札
- (5) 入札に際し不正な行為があると認められた入札

10. 契約の締結

契約に係る事務は、安堵町住民生活部子ども家庭推進室が行うこととし、契約は安堵町長と落札者で締結することとする。なお、支払方法は安堵町会計規則（平成18年安堵町規則第2号）による。

11. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（１）から（５）のいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（１）から（５）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（６）に該当する場合を除く。）において、安堵町が安堵町との契約との相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1 2. その他

本件一般競争入札参加に係る費用はすべて参加業者が負担すること。

1 3. 問い合わせ先

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵853番地
安堵町子ども家庭推進室（安堵町福祉保健センター内）
TEL 0743-57-1591 FAX0743-57-1592
MAIL kodomokatei@town.ando.lg.jp